新規WGの設置について

平成27年12月14日 技術戦略委員会主査決定

技術戦略委員会における審議を円滑かつ効率的に進めるために、委員会に「先端技術WG」及び「AI・脳研究WG」を設置し、以下のとおり調査、検討を行うこととする。

1 先端技術WGの検討事項

情報通信ネットワークにより高精度かつ安全・安心に制御する電気自動車、支援ロボット、ドローン等の自律型モビリティシステム、さらに大量のIoTを利用するスマートシティ等の公共分野、産業分野における先端的なIoT関連技術等の研究開発・標準化に係る推進方策等に関して調査、検討を行うこととする。

2 A I・脳研究WGの検討事項

A I や脳研究分野における研究開発の取組の現状と課題を把握し、それらの融合等も考慮した次世代人工知能の研究開発の推進方策、I o T 及び I C T 分野への活用方策等に関して調査、検討を行うこととする。

情報通信審議会 情報通信技術分科会 技術戦略委員会 先端技術WG構成員

(敬称略)

氏	名	主要現職
主 任	森川 博之	東京大学先端科学技術研究センター 教授
	下條 真司	大阪大学 サイバーメディアセンター 教授
	伊勢村浩司	ヤンマー(株) アグリ事業本部 開発統括部 農業研究センター 部長
	宇佐見正士	KDDI(株) 理事 技術開発本部長
	栄 藤 稔	(株)NTTドコモ 執行役員イノベーション統括部長
	加藤次雄	(株)富士通研究所 ネットワークシステム研究所長
	川西 素春	沖電気工業(株) 通信システム事業本部 スマートコミュニケーション事業部 マーケティング部 シニアスペシャリスト
	葛巻 清吾	トヨタ自動車(株) 製品企画本部 安全技術主査 (内閣府 SIP(自動走行システム)PD 代理)
	桑津浩太郎	(株)野村総合研究所 ICT・メディア産業コンサルティング部長
	阪本 実雄	シャープ(株) CE カンパニー クラウドサービス推進センター 所長
	佐藤 孝平	(一社)電波産業会 常務理事
	柴田 浩和	三菱重工業(株) ICT ソリューション本部 ICT 企画部 主席部員
	下西 英之	日本電気(株) クラウドシステム研究所 研究部長
	白土 良太	日産自動車(株) 総合研究所 モビリティ・サービス研究所 主任研究員 (内閣府 SIP-adus 構成員(走行環境のモデル化(Dynamic Map))
	菅野 重樹	早稲田大学 理工学術院 創造理工学部 総合機械工学科 教授
	曽根原 登	国立情報学研究所 情報社会相関研究系 教授
	高野 史好	(株)小松製作所 CTO 室 技術イノベーション企画グループ 主幹
	田中 裕之	日本電信電話(株) 未来ねっと研究所 ユビキタスサービスシステム研究部 グループリーダー
	丹 康雄	北陸先端科学技術大学院大学 情報科学研究科 教授
	南 條 健	(株)日立製作所 情報・通信システムグル―プ 情報・通信システム社 通信ネットワーク事業部 事業部長付
	萩田 紀博	(株)国際電気通信基礎技術研究所 知能ロボティクス研究所長
	本間 義康	パナソニック(株) 生産技術本部 生産技術開発センター 新規事業推進室長
	前田 洋一	(一社)情報通信技術委員会(TTC) 専務理事
	森下 浩行	YRP 研究開発推進協会 事務局長
	森 田 温	三菱電機(株) e-F@ctory 戦略プロジェクトグル一プ 主席技管
	矢野 博之	(国研)情報通信研究機構 ワイヤレスネットワーク研究所長

技術戦略委員会の運営について

平成27年1月30日技術戦略委員会主査決定

情報通信技術分科会における委員会の設置(平成13年1月17日情報通信 審議会情報通信技術分科会決定第3号)第2項第3号の規定に基づき、技術戦 略委員会の議事の手続、その他その運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

- 1 主査は、委員会の議事を掌握する。
- 2 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理を置く。
- 3 主査代理は委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 4 主査に事故があるときは主査代理がその職務を代理する。
- 5 委員会の会議(以下「会議」という。)は、主査が召集する。この場合、主 査は、委員会の構成員にあらかじめ会議の日時、場所及び議題を通知する。
- 6 主査は、必要があると認める時、委員会に必要と認める者の出席を求め、 意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 7 主査は、<u>委員会の調査にあたり必要と認めるときは、ワーキンググループ</u> (以下「WG」という。)を設置し、委員会が調査する事項について、検討さ せることができる。
- 8 前項の規定に基づきWGを設置するときは、<u>WGの主任は、主査が指名する</u>。
- 9 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより当事者 又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の主 査が非公開とすることを必要と認めた場合は、会議の全部又は一部を非公開 とすることができる。
- 10 会議の公開・非公開の決定は、主査が行う。なお、会議を非公開とする場合は、その理由を公表する。
- 11 事務局は、会議が開催されるときは、会議名、日時、場所、議題、会議の公開・非公開の別及び傍聴申込要領を記載した開催案内を総務省ホームページに掲載すること等により、周知する。
- 12 事務局は、会議後速やかに、会議に出席した委員の確認を得て議事録を作成し、配付資料とともに、閲覧その他の方法により、原則として公開する。

ただし、議事録及び配付資料(以下「議事録等」という。)を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の主査が非公開とすることを必要と認めた場合は、議事録等の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 13 議事録等の公開・非公開の決定は、主査が行う。なお、議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。
- 14 その他委員会の運営に関し必要な事項は主査が定める。